

2024年6月11日

太田市教育委員会
教育長 恩田由之 様

全群馬教職員組合 執行委員長 田中光則
太田支部長 野村和樹

太田市における休日の部活動の地域移行実施計画に関する質問書

先日の交渉ではお世話になりました。先日はその場で回答いただけないものもあり、また回答いただいたものでも、重ねて確認したい部分がありました。そこで、質問書という形で提出させていただきますので、再度検討していただき、回答をお願い致します。

質問1

この実施計画は地域移行の実施に向けて今後改訂していくとのことであった。今出されているものはあくまで仮の案であり、「強制力をもたない」という理解でよいか。

質問2

交渉の中で伝えたように、この実施計画には様々な問題点があり、独り歩きしていくことで誤った運用につながる可能性がある。一度取り下げてから再検討すべきと考えるが、見解を示されたい。

【補足】

組合としての要求は「顧問強制をなくすこと」であり、地域移行するか・しないかについては教委の判断を尊重する。地域移行には協力する意向だが、明らかな矛盾を残したまま運用が始まることには反対である。問題点に対しては組合として強く批判せざるを得ないため、見切り発車は双方にとってマイナスであるとする。

質問3

「校長は、（中略）勤務時間内の部活指導を命じることができる」という文言は、全群教と県教委との間で交わした「部活顧問の強要はあってはならない」という合意と矛盾する。市教委から検討委に対して削除要請すべきと考える。見解を示されたい。

質問4

「勤務時間内」と言って命じたとしても、部活動に付随する事務作業等も含め時間外勤務が発生することは間違いなく、黙示の残業命令と言える。また、部活動関連業務を勤務時間内に押し込んでも、それが教員の本来業務である教材研究など、部活動以外の業務を勤務時間外に押し出すことになる。これは県教委が示すハラスメント指針「実現不可能・無理な業務の強要」に当たると考える。見解を示されたい。

【補足】

従来より、教委自身が「部活動顧問を命じることが違法である」と認識していたからこそ、校長のお願い、教員の自発的行為としてきた。しかし滑川市教員過労死裁判で「まったくの自発的行為ではない」という司法判断が出たことを見ても、今までのやり方を変えていかなければならないことは明らかである。部活動はあくまで生徒の自主性に基づく課外活動であるという原点に立ち戻り、顧問を引き受けるかどうかは各教職員の任意とすべきである。

質問5

検討委員会に組合代表の参加を認めない件について。中学校教員にとって最大の労働問題である部活動の在り方を、当事者である教職員のいないところで決めてしまうことは大きな問題であると考え。見解を示されたい。

【補足】

公務員の労働条件が協約ではなく法令によることは承知しているが、労基法や給特法が守られていないことが教員の過労死などの問題を引き起こしている。部活で苦しむ教職員自身の意見を聞かずに効果的な対策はとれないと考える。

組合は部活動の歴史的経緯や法的位置づけなどについても研究しており、現場の教職員の実態も把握している。一方、検討委の実施計画には、部活動の主旨について誤解していると思われる記述もある。検討段階で意見交換できれば、公表前に訂正することができ、双方にとって有意であると考え。

質問6

教職員からとった部活動アンケートの結果と、その結果がどのように実施計画に反映されているのか、示されたい。

質問7

個々の教職員が休日の地域クラブ活動に携わるか否かを選択できるようにすることには賛成。平日の部活動も恒常的に時間外に及ぶものであり、平日も同様に選択できるようにするのが当然と考える。見解を示されたい。

【補足】

「勤務時間内の部活動」という、現実的にあり得ない概念を前提とするのではなく、「時間外に及ぶ」ことを正面から認めるべきである。従来のある大会ありきの部活動を改め、指導要領通りに生徒の自主的な課外活動とし、「引き受けても良いと言う人が、できる範囲でやる」ものにすべき。その方が現場の納得感も得られ、「引き受けても良い」という人も増えると考え。

質問8

「2年続けて入部者0名だった場合、部活動を廃止できることとする」「新たな部活動をつくらない」とあるが、この文言は部活動の主旨から考えて削除すべきと考える。見解を示されたい。

【補足】

入部者の有無にかかわらず、部活動の改廃は各学校で決めることである。そして部活動は生徒会活動の一環であり、生徒主体の活動であるというのが本来の主旨である。上意下達で一方的に「新たな部活をつくらない」と決めるのは、その主旨に反するものである。

生徒から「新たな部活を作りたい」という要求があれば話を聞き、作れる条件がないのであれば、その理由を丁寧に説明すべきである。「中体連に参加しない部が新設されるなら顧問を引き受けてもよい」という教員もいるかもしれない。また現存する部でも、存続させられる条件がないのであれば丁寧に説明し、激変緩和措置を取りつつ、廃部とするしかない。

最大限生徒の意思を尊重しつつ、法令上あるいは学校の現状でできないことについては「できない」と納得させることも重要な教育であると考え。

質問9

地域クラブ活動に移行した場合の、教職員への手当と、部活動指導員の報酬の違いがなぜ生じるのかについて、合理的な説明を示されたい。

質問10

群馬県の教職員の勤務時間は週38時間45分以内と決まっている。「休日の地域クラブ活動を校務分掌として扱う」ということは、その活動に従事する教職員は平日の勤務を免じられるということか。

質問11

限定4項目に当てはまらない休日のクラブ活動を理由に平日の勤務を免じることは法令違反になると考える。見解を示されたい。

【補足】

とりわけ質問10、11で問題視している点は、給特法や県勤務時間条例との関連から法令違反の疑いがあり、削除すべきであるとする。

質問12

「地域クラブ活動を1つの校務分掌として扱い、教職員の分掌及び負担の平準化を図る」ということは、休日の地域クラブ活動を行う教職員は平日の校務分掌が軽くなり、かつ休日分の手当が支給されるということか。

【補足】

このまま運用すれば、休日の地域クラブ活動に従事しない教職員は校務分掌が重くなり、平日の長時間過密労働に拍車がかかる。一方、休日のクラブ活動に従事する教職員は校務分掌が軽くなった上、手当が支給されることになる。

教育課程内の活動を免じられ、教育課程外の活動を行う人に手当が発生する仕組みには矛盾があるとする。学校の業務で、本当に優先すべきことは何なのかについて、法令に基づいて再度検討していただきたい。

以上、質問します。

全群教は部活動全廃を求めているわけでも、教委や検討委との対立を求めているわけでもありません。法令に基づいて教職員の命や尊厳を守ること、「部活最優先」という今までの学校文化を改め、本来の主旨に基づいた生徒中心の部活動となることを願っています。ぜひ真摯に回答いただけますよう、お願い致します。